

私立保育園における防犯カメラ等設置に係る補助金交付要綱

制定 平成19年1月26日付け目健育第976号決定

改正 平成21年11月1日付け目子保第6712号決定

平成30年3月23日付け目子保第10915号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区内の私立の認可保育園（開設予定の施設を含む。以下「私立保育園」という。）における防犯カメラ及び周辺機器等（以下「防犯カメラ等」という。）の購入及び設置に係る費用を補助することにより、私立保育園における児童の安全確保及び犯罪の抑止を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 防犯カメラ等設置費用の補助は、私立保育園に対して行うものとする。

(補助対象経費及び交付額)

第3条 補助対象経費、補助基準額及び補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助金の交付額
私立保育園における防犯カメラ等の購入及び設置に係る費用とする。	1 施設当たり 1, 247, 809円	1 欄に定める補助対象経費と 2 欄に定める補助基準額とを 比較して少ない方の額

(補助金の交付申請)

第4条 私立保育園の設置者又は施設長（以下「設置者等」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、防犯カメラ等設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に防犯カメラ等の仕様、購入及び設置に係る費用を確認できる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは防犯カメラ等設置費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当であると認めるときは防犯カメラ等設置費補助金交付申請却下通知書（別記第3号様式）により設置者等に対して通知するものとする。

2 区長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定をする際は、補助金の交付に当たって条件を付することができる。

(補助の取消し)

第6条 区長は、設置者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、区長は、防犯カメラ等設置費交付決定取消通知書（別記第4号様式）により、当該設置者等に対して通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を防犯カメラ等の購入及び設置以外の用途に使用したとき。
- (3) 前条第2項の条件を満たさないとき。
- (4) その他この要綱の規定等に違反したとき。

(補助金の返還)

第7条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、設置者等に対して防犯カメラ等設置費交付決定取消通知書により期限を定めて当該補助金の返還について通知するものとする。

(違約加算金)

第8条 前条の規定による通知を受けた設置者等は、当該通知に係る補助金の交付を受けた日から返還金の納付日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95%の割合を乗じて得た額を違約加算金（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として納付しなければならない。

(延滞金)

第9条 第7条の規定により補助金の返還を命じられた設置者等は、これを返還期日までに納付しなかったときは、返還期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95%の割合を乗じて得た額を延滞金（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として納付しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行する。

付 則（平成21年10月20付け目子保第6712号決定）

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則（平成30年3月23付け目子保第 号決定）

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

## 防犯カメラ等設置費補助金交付申請書

目黒区長 あて

保育所名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

設置者等氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

私立保育園における防犯カメラ等設置に係る補助金交付要綱の規定に基づき、防犯カメラ等の設置費につき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	円
契約先名称	
設置機器名称	
設置機器規格	

注 申請書は、設置機器の仕様及び設置に係る費用の確認できる書類とあわせて提出してください。

（用紙規格 A4）

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

## 防犯カメラ等設置費補助金交付決定通知書

様

目 黒 区 長 印

年 月 日付けで申請のありました防犯カメラ等の設置費につきまして、  
下記のとおり条件を付して補助金の交付を決定しましたので、通知します。

記

交付決定額	円
補助条件	当該機器の設置及び運用に当たっては、「区有施設における防犯カメラの設置・運用マニュアル」（平成19年1月）の趣旨を遵守するとともに、補助対象となる防犯カメラ等の運用基準を定めること。
備 考	

（用紙規格 A4）

第3号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

防犯カメラ等設置費補助金交付申請却下通知書

様

目 黒 区 長 印

年 月 日付けで申請のありました防犯カメラ等の設置費につきまして、  
下記の理由により補助金の交付を行わないことと決定しましたので、通知します。

記

（理由）

（用紙規格 A4）

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

## 防犯カメラ等設置費交付決定取消通知書

様

目 黒 区 長 印

年 月 日付で交付決定しました防犯カメラ等の設置費補助金につきまして、下記の理由により補助金の交付を取り消すことと決定しましたので、通知します。

記

理 由	
返還金の額	円
返還期日	年 月 日
備 考	

（用紙規格 A4）